

帯広市公園施設長寿命化計画

【概要版】

（ 第 6 回 変 更 ）

2026（令和8）年3月

帯広市 都市環境部 みどりの課

1. 都市公園整備状況

(2026 (令和 8) 年 3 月末日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
203 箇所	738.31ha	47.69 m ²

2. 計画期間 2026 (令和 8) 年度～2035 (令和 17) 年度 (10 箇年)

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	都緑	合計
144	16	5	2	1	30	198

②選定理由

本計画で対象とする公園は、本市が管理する都市公園 203 箇所のうち、公園施設を有しない 5 箇所を除外した 198 箇所とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

遊戯施設	一般施設							合計
	園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	
836	1,040	275	1,372	240	1	451	3,604	7,819

②これまでの維持管理状況

これまで公園施設を対象に、みどりの課と指定管理者が維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきているほか、長寿命化計画に基づき更新を行っている。

③選定理由

本市が管理する公園は、供用開始後 30 年以上経過した公園が 136 箇所あり、全体の約 7 割を占め、10 年後には約 8 割に達する見込みである。

これまで遊戯施設を中心に更新を進めてきたが、一般施設についても老朽化が顕在化していることから、みどりの課が管理する全ての公園施設を計画対象とする。

なお、本市では、公園施設長寿命化計画を 2015（平成 27）年度に策定し、5 回の変更を行ってきている。

今回は、2024（令和 6）年度に実施した健全度調査結果等を踏まえ変更するものである。

	内容
2024（R6）年度	・ 予備調査の実施 ・ 遊戯施設の安全点検の実施と健全度・緊急度判定の実施 ・ 一般施設の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施
2025（R7）年度	・ 健全度・緊急度判定を踏まえた公園施設長寿命化計画の変更

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2024（令和 6）年 6 月から 11 月までの期間に実施した。

（1）一般施設

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査及び健全度判定を実施した。

（2）遊戯施設

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024」に則り、健全度調査及び健全度判定を実施した。

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
一般施設（6,983）	22	6,499	445	17	
遊戯施設（836）	66	372	382	16	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととする。

【考慮すべき事項】

- ・遊戯施設
- ・一般施設で使用見込み期間^{※1}の超過割合

※1 使用見込み期間：公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定される期間。

【緊急度】

- 低 ： 健全度 A または B の施設
- 中 ： 健全度 C かつ経過年数が使用見込み期間の 9 割未満の一般施設
- 高 ： 健全度 C または D の遊戯施設
健全度 C かつ経過年数が使用見込み期間の 9 割を超過している一般施設
(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
一般施設 (6,983)	17	445	6,521
遊戯施設 (836)	398	0	438

7. 対策内容と実施時期

①公園施設の長寿命化のための基本方針

○日常的な点検や維持管理により公園施設の安全性確保、機能保全を図りつつ、定期的な健全度判定や緊急度判定結果を踏まえ、補修や更新を行う。

○公園施設を「予防保全型管理施設」と「事後保全型管理施設」に分類し、計画的な維持管理を行う。

(1) 予防保全型管理施設

- ・遊戯施設を対象とする。
- ・日常点検及び年 1 回実施する定期点検により、施設の劣化及び損傷状況を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を確認した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

(2) 事後保全型管理施設

- ・一般施設を対象とする。
- ・維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で、公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で、施設の劣化や損傷を把握した場合、施設更新の検討を行う。

使用見込み期間は下表を基本とする。

処分制限期間※2	予防保全型管理	事後保全型管理
20 年未満	処分制限期間の 2.4 倍	処分制限期間の 2.0 倍
20 年以上 40 年未満	処分制限期間の 1.8 倍	処分制限期間の 1.5 倍
40 年以上	処分制限期間の 1.2 倍	処分制限期間の 1.0 倍

※2 処分制限期間：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条に基づく制限を受ける期間。（国土交通省所管補助金等交付規則の別表第 3）

②日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、みどりの課と指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

（一般施設）

- ・ 日常点検で施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。

（遊戯施設）

- ・ 日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を検討する。

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

維持管理や更新に係る事業費の平準化が図られるほか、計画的な維持管理により施設が健全な状態に保たれ、公園利用者の安全性や快適性等が確保される。

9. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度 2030（令和 12）年度

②見直し時期、見直しの考え方など

定期点検や健全度調査の結果が、本計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行う。

10. 新技術等の活用

現在、本市では、既存照明の LED 化を進めており、長寿命化とランニングコストの低減を図っている。

計画期間の 10 年間で、点検の効率化や高度化、補修等の措置の省力化や費用縮減に向け、新たな技術、素材、工法等の活用を検討する。